

地域力創造グループの施策等について④

平成31年1月25日
自治行政局国際室

多文化共生施策の更なる推進に係る新たな地財措置について

- 在留外国人の一層の増加が見込まれる中、多文化共生の推進は、地方公共団体にとって、ますます重要な課題。
- 総務省では、地方公共団体が多文化共生施策を推進していくに当たり生じる財政負担について、新たな地方財政措置を講じることとしている。

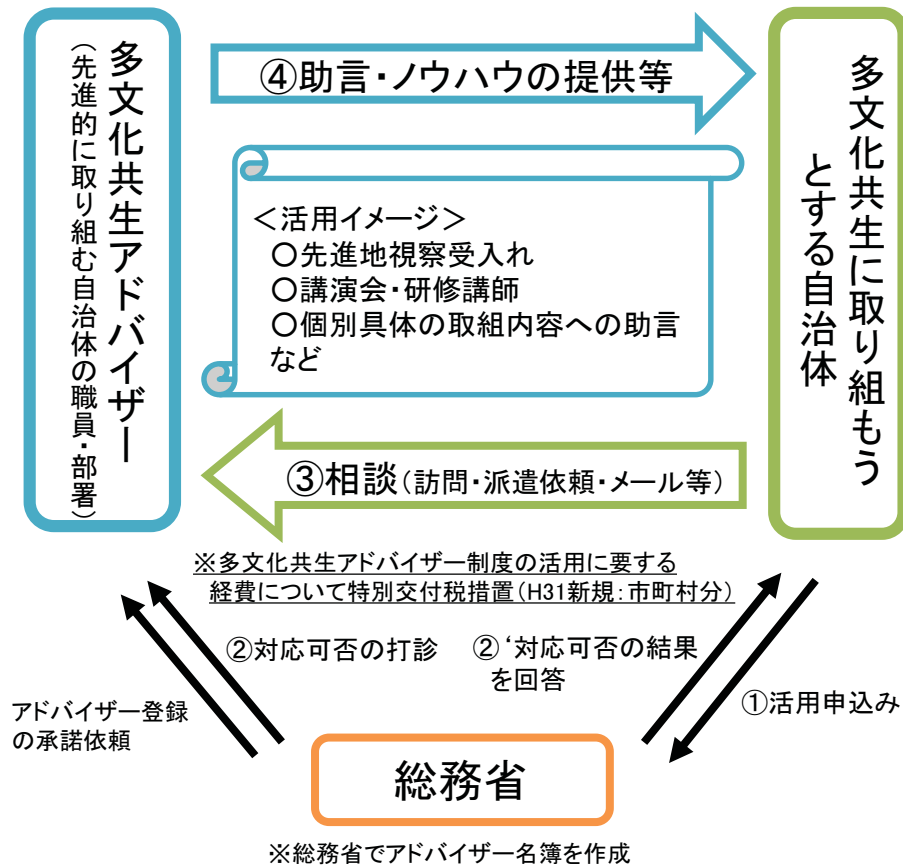
<新たな地方財政措置の創設>

| 措置項目 | 地財措置(H31～) |
|---|--|
| <p>(1) 一元的相談窓口の整備</p> <p>外国人受入環境整備交付金事業(法務省所管)の地方負担分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】(法務省)外国人受入環境整備交付金の措置概要 (H31当初予算額(案) 10億円)</p> <p>対象団体: 都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村(特別区を含む。) ※全国約100か所</p> <p>対象経費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に要する経費</p> <p>交 付 額: 必要経費の1/2(限度額1千万円)</p> </div> | <p>(都道府県分)</p> <p style="text-align: center;">普通交付税措置</p> <hr/> <p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p> |
| <p>(2) 行政情報・生活情報の多言語化の推進 (地方単独事業分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">措置概要</p> <p>対象団体: 市町村(上記(1)の対象団体を除く。)</p> <p>対象経費: <u>通訳業務の委託費、翻訳機器(タブレット端末)の配備に要する経費、行政・生活情報の翻訳に要する経費 等</u></p> </div> | <p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p> |
| <p>(3) 多文化共生アドバイザー制度・多文化共生地域会議への支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;">措置概要</p> <p>対象団体: 全市町村</p> <p>対象経費: <u>多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費(旅費等)、多文化共生地域会議の開催に必要な経費 等</u></p> </div> | <p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p> |

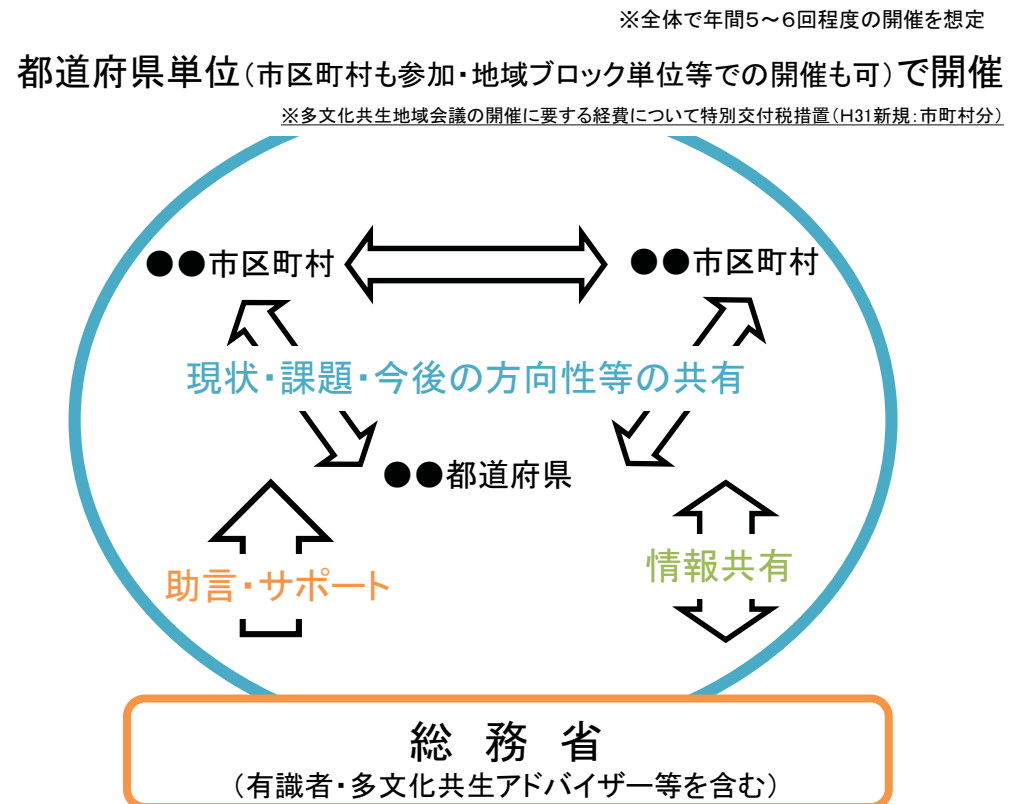
新たな「多文化共生にかかるとる優良な取組の共有手法」について

- 外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展し、地域における多文化共生の取組が重要な課題。
- 先進的な自治体の取組事例を横展開し、全国的に市町村レベルでの取組を加速させるため、以下の施策等により、地域における多文化共生施策を更に推進する。

多文化共生アドバイザー制度



多文化共生地域会議



災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

背景・経緯

- 平成28年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(平成28年12月)で、平成32年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(平成29年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、平成32年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を平成30年度から実施することとした。

平成30年度研修概要

日程:平成31年2月21日(木)～22日(金)

場所:総務省自治大学校

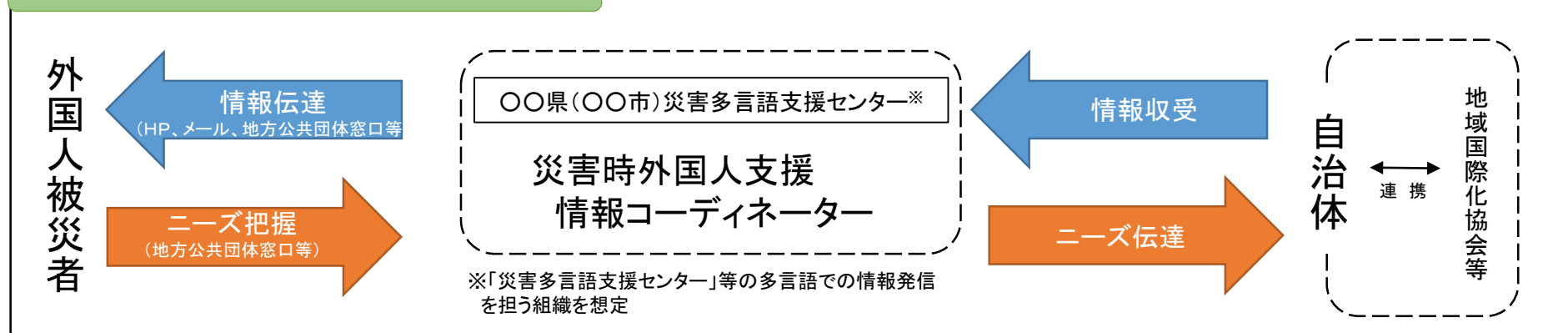
対象:地方公共団体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者

- ・災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者
- ・「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者

受講経費:無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)

参加予定者数:約60名

[参考]コーディネーターの主な役割(イメージ)

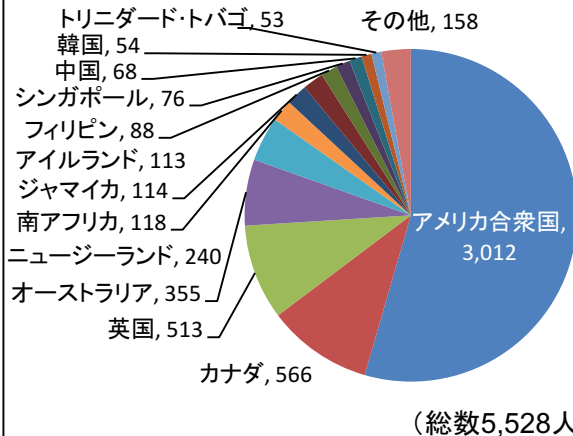


JETプログラムについて "The Japan Exchange and Teaching Programme"

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒平成30年で**設立32年**:累計で世界73か国から約68,570人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流(ホストタウン等)などに有為な人材を供給**

(1) 平成30年度の状況

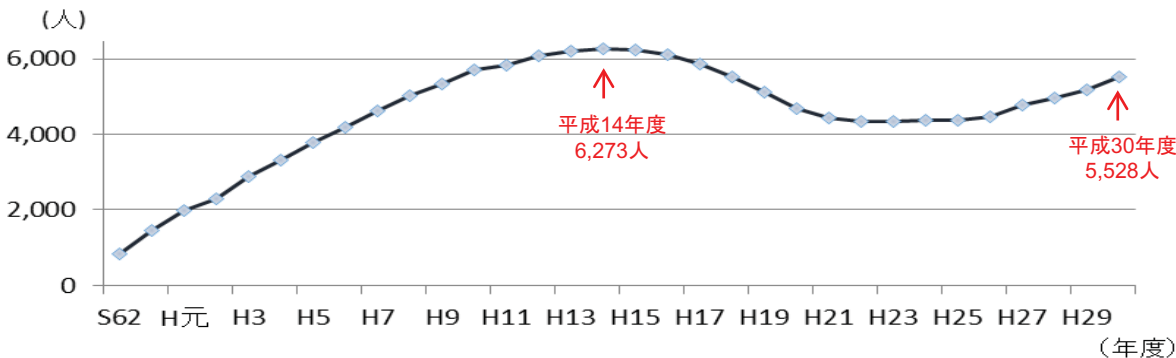
◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ◆ **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,044人**
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- ◆ **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **472人**
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- ◆ **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **12人**
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

◆ 招致人数の推移



※平成30年度招致人数は、「平成30年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(H30.7.1時点)

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額はH30年度)

- ◆ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、**普通交付税措置**※1
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※2に係る経費の地方交付税措置含む。))
- ◆ 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の**助成経費**について、**特別交付税措置**
 (算定:地方単独事業で一人上限590万円×0.5)

◆ 市町村

- ◆ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、**当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置**※1
 (標準団体(人口10万人)の場合、118万円+JET参加者数×472万円)
- ◆ JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、**特別交付税措置**
 (算定:地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 H31年度より、JET参加者の任用に要する経費(一人当たり)に係る普通交付税措置額について増額予定

※2 プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。

<業務内容例>

- ◆ JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ◆ 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- ◆ JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

JETプログラムの一層の活用について (平成30年8月29日付け事務連絡)

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍(平成30年度:257自治体等が任用、39か国、472人)
- ・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、**インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進**



外国人観光客を案内するフランス人CIR
(群馬県富岡市)

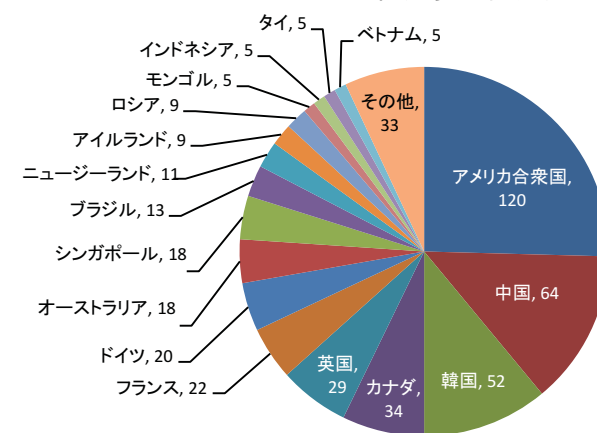


海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR
(兵庫県豊岡市)



窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR
(広島県福山市)

<JET-CIRの国別参加状況(H30)>



SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進

(平成30年度:秋田県-フィジー(ラグビー)、山形県長井市-タンザニア(陸上)、滋賀県米原市-ニュージーランド(フィールドホッケー)、京都府京丹波町-ニュージーランド(フィールドホッケー)、佐賀県-フィジー(ラグビー)、大分県-ニュージーランド(フィールドホッケー))

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(平成30年度:993自治体等が任用、30か国、5,044人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面实施。高等学校は平成34年度より年次進行で実施。)を踏まえ、JET-ALTの更なる活用を促進

(1) 背景・事業の概要

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協カプラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
また、同年12月には、両首脳が地域間交流の活性化等の成果を確認した上で、人的交流を両国関係の更なる発展につなげていくことで一致した。
- 官邸の「ロシア経済分野協力推進会議」(議長:野上官房副長官)にて、「協カプラン」の具体化などについて協議。
- このため、現在は極東地域を提携先の中心とする姉妹都市関係を含む「地域間交流」に関し、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等の先進的取組を通じ、ロシア全土における交流深化を目指す調査を実施するもの(地方自治体に委託)。
※事業終了後も交流を継続・発展することが提案書から確認できることが要件

【対象事業】

- ・新規交流事業:新たな自治体間交流の開始に係る現地での調整等及び交流イベント等を開催する事業
- ・交流拡大事業:既に自治体間交流を行っているロシア自治体との間において、新たな観点から交流イベント等を開催する事業

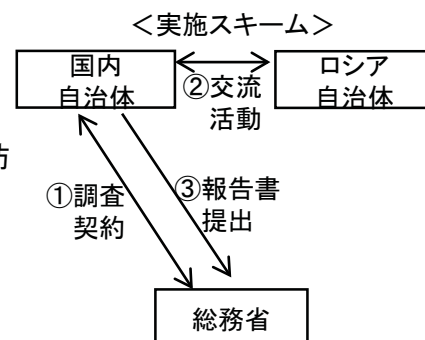
※「新規交流事業」と「交流拡大事業」は、原則として、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

(2) 事業の詳細(原則として次のとおり)

- 新規交流事業:上限5百万円
- 交流拡大事業:上限3百万円
- 対象経費

- 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費(旅費、通訳費等)
- 交流イベント等の開催に要する経費(会場・備品費、広報費等)
- 通信運搬費、報告書作成費 等

※aは新規交流事業のみ対象



(3) 参考

- 日露間の姉妹都市交流の状況：
ロシアの極東地域を相手方とした交流が40件(ロシア全体では45件)
- 8項目の協カプラン：
①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大(地域間交流等)

(1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
 - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置(平成26年10月～、議長:野上内閣官房副長官)
 - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省)において、日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等について提言(平成29年5月)

(2) 「未来投資戦略」、「骨太方針」

- 中南米諸国等の若手日系人の活力を、… 地方公共団体等とも連携し、日系社会とのネットワーク強化のための施策等を推進する。
 - ※「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」(平成30年6月)
- 中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。
 - ※「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針:平成30年6月)

<課題>

県人会などの会員の高齢化・減少、日本語能力の低下、日本や「県」への帰属意識の低下
 ⇒近年、中南米諸国において活動する県人会などの自治体ゆかりのコミュニティは縮小傾向

(3) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や、留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、複数の地方自治体に委託して実施
 - <事業内容>
 - 日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や自治体への訪問・受入れ等の実施
 - ※具体的な実施内容は提案募集により決定

